

紀 要

第 27 号

2014. 3

公益財団法人滋賀県文化財保護協会

腕輪形石製品の意味を考えるために

細川修平

1. はじめに

滋賀県下における最近の古墳時代集落の発掘調査成果の一つとして、腕輪形石製品の出土がある。平成17年度の守山市弘前遺跡における石釧片、平成23年度の高島市上御殿遺跡の石釧片、平成24年度の草津市中沢遺跡における鍬形石片等である。

従来、腕輪形石製品は古墳から出土する葬送用具と考えられ、少数の集落からの出土事例については漠然と「祭祀」などと考えられてきた。また、集落出土事例の大部分は石釧で、希に車輪石が加わる程度であることから、古墳出土傾向において「最も規制の弱い」石釧が、そうした古墳での規制を離れ、集落での「祭祀」にも使用されるとイメージされてきた。また、滋賀県内においては、平成7年度に栗東市辻遺跡で石釧断片が玉造り原材料として再利用されている状況が明らかになり、湖南地域における幾つかの事例についても、玉造との関連で理解されることが一般的な傾向であったかに思われる。しかし、全国的に見ても集落遺跡出土事例は増加傾向にあり、学術誌においてもこれを視野に入れた特集も組まれている(古代学研究会編2010)。腕輪形石製品について、再検討を加えるべき認識は広まりつつあるのだ。

こうした動向の中で、滋賀県内の腕輪形石製品の研究としては、先の学術誌の特集としてなされた、近藤広の研究が存在する(近藤2010)。ここでは、玉造の原材料として腕輪形石製品(破片)を出土した辻遺跡の調査事例を基礎に、石材分類をおこないつつ、集落遺跡例と古墳出土事例を検討したものである。その結果、前期前半期に湖東地域に優位性が認められ、後半期には湖南地域に優位性が認められる。その変化の過程には北谷11号墳の被葬者が主導的に進める湖南地域での玉造の開始が存在し、これはまた、湖東地域から湖南地域への有力古墳のシフトとしても読み取れるとする。個別的な遺跡の評価はともかく、基本的な滋賀県内における腕輪形石製品の流通形態としては的を得たもので、前期半ば以降、湖南地域で玉造がおこなわれることを足がかりに、湖南地域が「ヤマト」と北陸を結ぶ中継地としての地位を確立し、琵琶湖周辺地域の中での主導的立場を得る過程については、大いに参考にすべきと考える。

しかし、例えば高島市上御殿遺跡例は玉造りとは無関係であり、しかも、草津市中沢遺跡の鍬形石の出土に至っては、単純に原材料などの事例とは、その高い管理性からみても、理解し難い点も確かである。そもそも、古墳における葬具として生産が開始された腕輪形石製品が、なぜ、集

落でも用いられるようになったのか。近藤の研究のみでは、十分に説明されない課題も多く残されているのも事実なのである。小論では、主として滋賀県内の腕輪形石製品の在り方の再検討を通じて、腕輪形石製品の意味の変化、なぜ、集落遺跡においてもこれが用いられるようになったのかを、腕輪形石製品の在り方にもどって、方向性を探ることを目的とする。

2. 集落出土の腕輪形石製品の検討

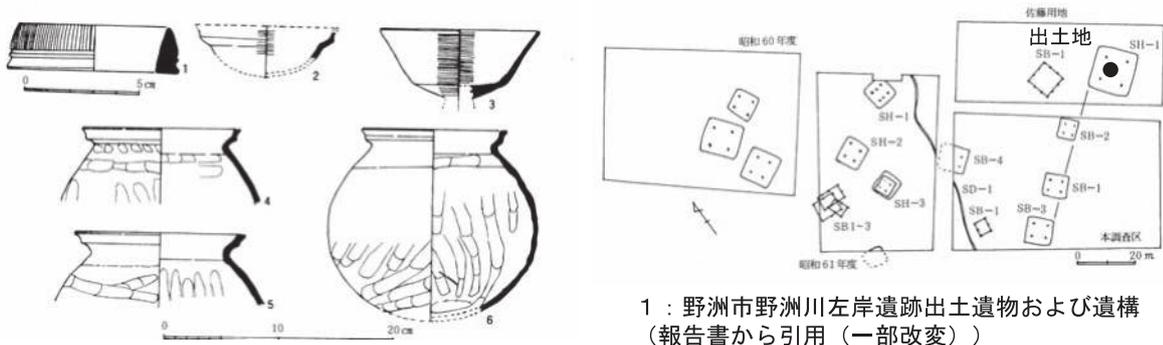
最初に、最近の集落遺跡の出土事例を中心に検討を加え、集落遺跡の中で腕輪形石製品がどのように扱われているかについて問題点を考える。

(1)守山市弘前遺跡(図1, 3)

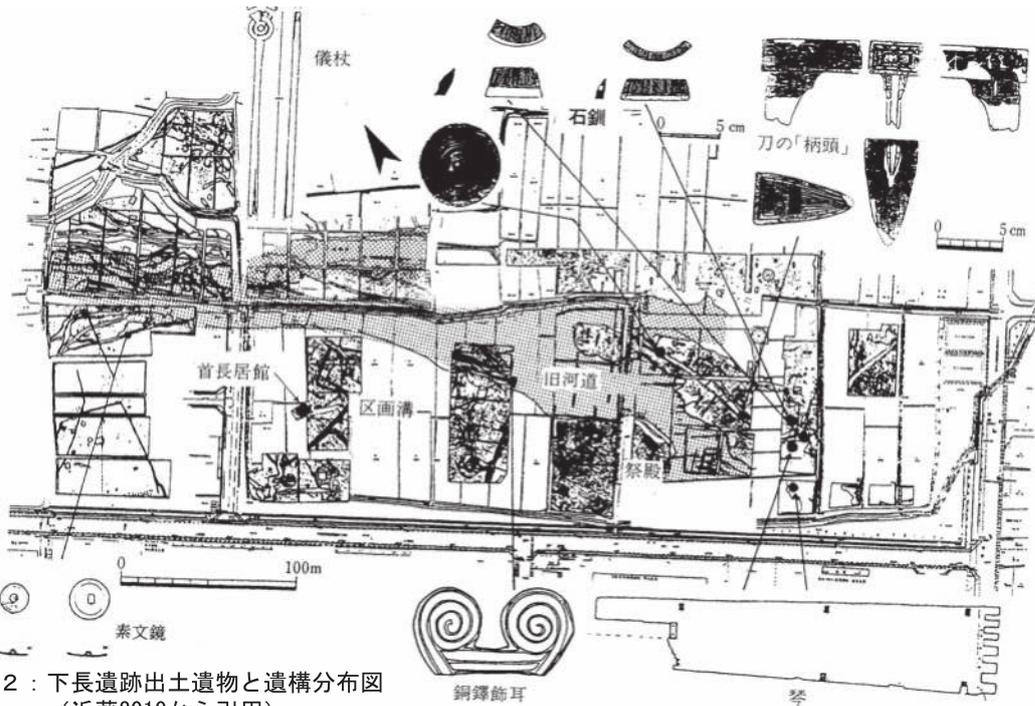
弘前遺跡(県・協会2008)は守山市矢島町から赤野井町にかけて所在する。赤野井湾の東約1kmの水田地帯に広がり、現標高は86m前後で、琵琶湖の平均水位から1~2m程度の高さになる。平成16・17年度に発掘調査が実施され、弥生時代から鎌倉時代までの複合遺跡であることが判明している。

石釧片は、SD25とされる幅約6m、深さ0.24mの浅く広がる溝の第2層から出土した。報告書では特に触れられていないが、肩がほぼ直線的に伸びることから人工的に掘削された溝の可能性が高いと考える。報告書では、SD25の掘削年代を下層土器群から古墳時代前期、埋没年代を上層土器群から古墳時代後期とするが、低温地帯で200年近い存続年代を考えることには無理があり、連続して溝が存在するというよりも、同地区地点に何度かの掘削が繰り返された結果と理解するべきと考える。あるいは、例えば下層出土土器の中でも、(287・288)などは古墳時代中期以降と考えることもできそうな土器であることから、この溝そのものを5世紀後半から6世紀中頃に限定的に考えることも可能かもしれない。

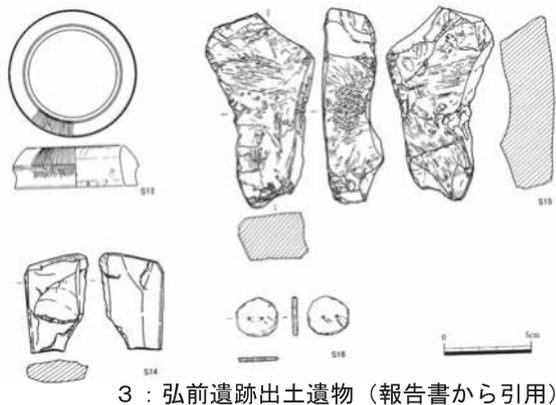
いずれにしろ、石釧の出土した第2層は弥生時代後期の土器を含むが、6世紀中頃から後半頃の一括性の高い土器群であり、樽形甕や土師器甕などが含まれる点が特徴である。従って、石釧については、古い遺物が混入した可能性もあるが、基本的には6世紀中頃以降に須恵器などとともに、溝に投棄されたものとして扱う必要があると考える。また、同層からは、緑色凝灰岩製の砥石2点(内1点は玉砥石?)、滑石製有孔円盤1点が出土し、近接する地点の土坑(SK12)からも緑色凝灰岩の石核が製塩土器(浜禰IIA



1：野洲市野洲川左岸遺跡出土遺物および遺構（報告書から引用（一部改変））



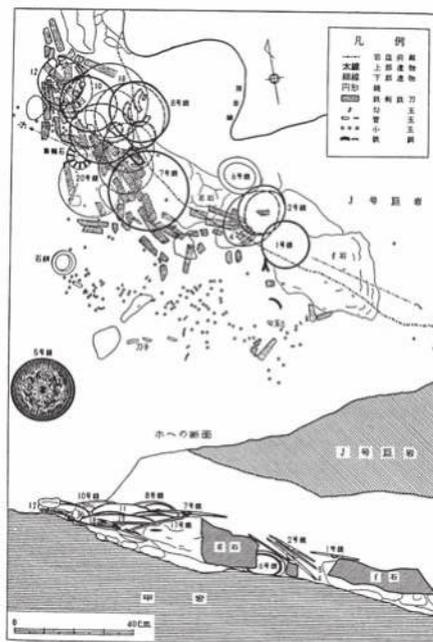
2：下長遺跡出土遺物と遺構分布図（近藤2010から引用）



3：弘前遺跡出土遺物（報告書から引用）



4：服部遺跡出土品（報告書および守山市2005から引用）



5：沖ノ島第17号遺跡 遺物出状況（報告書から引用）

図1 集落遺跡出土等の腕輪形石製品および出土状況

式)とともに出土している。

石釧は約1/8程度に割れており、復元外径7.2cm、内径4.8cm、高さ2.3cmである。外面中央に1条の沈線を巡らせ、沈線より上方には幅約1mmのキザミメを施す。沈線より下ではミガキによる擦痕が見られる。石材は緑色凝灰岩とされるが、粗悪で、灰褐色の気泡が多い安山岩に近いタイプである。

以上、弘前遺跡出土例は、

- ① 6世紀半ば頃に投棄された可能性があること。
- ② 供伴する土器類では、樽形甕や土師器甕など希少な遺物も見られるが、特に祭祀等を特徴付ける遺物は見られないこと。
- ③ 同層および周辺遺構から緑色凝灰岩製の玉砥石や石核、滑石製有孔円盤が出土しており、玉造り関連遺跡となる可能性があること。

の3点を特徴として指摘できる。

また、6世紀代に投棄されたとすれば、同時代には、総柱建物(SB04・SB08)、柵(SA1)、井戸(SE01)などが営まれており、6世紀後半期にかけて、大型建物を含めた規則的な建物配置の見られる集落が営まれる。

(2)高島市上御殿遺跡

上御殿遺跡は高島市三尾里に所在する。鴨川の左岸、青井川に沿った遺跡で、南約700mには鴨稲荷山古墳が所在する。青井川の改修事業に伴い平成20年から継続的に発掘調査を実施し、縄文時代から中世まで連続する遺跡であることが判明している。平成25年度には、他に例を見ない双環柄頭短剣の鋳型が出土し、一躍注目を集めたことでも記憶される。なお、一部については報告書が公にされているが、石釧片の出土した地点については未報告であり、ここでは現地説明会等の資料から概要を見る。

石釧片の出土した遺構は古墳時代前期から中世にかけて断続的に形成された河道で、その南岸(右岸)に存在する湾曲部分に近い場所である。河川は、全体で幅15m、深さ2.2m程度で、奈良時代には幅4m程度になる。また、出土した湾曲部分は幅6m程度で、あるいは河川へのアプローチを目的に人工的に掘削された可能性も考えられる。出土した層位は古墳時代後期の流水部になるようで、同層からは、須恵器類の一括投棄や刀などの形代が見られ、河川への投棄祭祀が行われていたと考えられる。なお、この河川は、その後も9世紀まで断続的に馬形代、人形代、斎串、人名墨書土器などが出土し、一貫して河川への祭祀が実施される地点であり、6世紀代は、その初現期としての意味も持つ。

出土した石釧は、外径8cm、内径6.6cm、高さ2.4cmで、全体の約1/4程度の破片である。外面の装飾は3段構成で、中央に沈線を巡らせ、上・下段の斜面にはキザミメを施し、

上段には一部に間隔の広い部分を設ける。石材は良質の緑色凝灰岩である。

なお、出土した河川の南には古墳時代前期から後期前半頃に継続する居住区が広がり、中には7mを越える大型竪穴住居も確認され、首長層の居住を予想させる。

以上、上御殿遺跡出土例については、

- ① 6世紀代に河川に投棄された可能性があること。
- ② その投棄行為は、河川への投棄祭祀として実施された可能性が考えられる。

の2点を特徴として指摘できる。

また、これまでの調査では、この付近で古墳時代に玉造が実施されていた状況は確認されていない。さらに、出土地点の南80m付近に位置する木棺墓(弥生終末期～古墳時代)からは、ガラス小玉82個と硬玉製勾玉1個からなる連珠が出土している以外、調査事例も少ないが、付近の前・中期の古墳からは腕輪形石製品は出土していない。

(3)野洲市野洲川左岸遺跡(図1, 1)

野洲川左岸遺跡(野洲市教育委員会1991)は、野洲市野洲に所在する。その名の通り、現野洲川の左岸に位置し、標高100m付近、扇状地の中央部に近い高さである。弥生時代から中世に続く複合遺跡で、弥生時代中期末の環濠集落である二ノ畔・横枕遺跡もその一部となる。古墳時代の集落に関する全貌は明らかにはなっていないが、特異な2段構造の竪穴住居や小型精製土器群などの出土が知られており、大規模で内容の濃い集落の存在が予想されている。

出土した腕輪形石製品は石釧片で、竪穴住居内からの出土である。この付近では12棟の竪穴住居が検出されており、石釧片を出土した竪穴住居は一辺7.9mで、これらの中で最大規模である。また、この竪穴住居は軸を揃えて営まれた住居グループの一基となる可能性も考えられ、特異な構造の建物群を形成する可能性が考えられる。また、近接地には、3間×3間(床面積約16㎡)の方形建物が検出されており、祭儀的な意味を持つ建物の可能性もある。

出土した石釧は、外径6.4cm、内径5.4cm、高さ2cmで、全体の約1/4程度の破片である。外面の装飾は2段構成で、中央に沈線を巡らせ、下段はやや幅の狭い凹帯面となる。石材は緑色凝灰岩である。この竪穴住居からの出土土器は、概ね布留Ⅱ式並行期頃と考えて問題なく、生産から比較的に早い段階で埋没したものと理解できる。

以上、野洲川左岸遺跡出土例からは、

- ① 首長の居宅、あるいは、特殊空間を構成する建物において石釧断片が保管されていたこと。
- ② その保管段階から破片状態であったこと。
- ③ そうした使用は、生産から比較的短時間で生じていること。

が確認できる。すなわち、石釧は断片としても意味を持ち、

集落の中心的建物で保管された可能性が想定できる。

(4)守山市下長遺跡(図1, 2)

下長遺跡は守山市古高町から横江町付近に所在する(守山市2005)。縄文時代から中世まで続く複合遺跡であるが、特に古墳時代前期に発達し、滋賀県下を代表する拠点的大規模集落として知られている。標高93m程度、琵琶湖からの距離4km弱で、一見琵琶湖との関係性は薄く見えるが、遺跡の中央を流れる幅20m、深さ2mの旧河道を介して琵琶湖と通じていたことは、準構造船が出土していることから明らかだ。

集落は、この旧河道を基軸としてその両岸に展開する。溝で区画された首長居館地区、独立棟持柱建物を営む祭儀地区、総柱建物が主体となる倉庫区域、溝持ち建物が主体となる地区など、集落全体が機能的に分化している可能性が、最大の特徴となる。また、中央の河川からは大量の遺物が出土しており、特に、儀杖、直弧木様柄頭、団扇状木製品などの威儀具が多く出土し、大型扉などの首長居館に関係するであろう建物部材とともに、下長遺跡に居住した首長層の実態を示す。なお、現時点においては、下長遺跡では玉造に関連する遺物類は出土していない。

出土した腕輪形石製品は3点で、全て石釧の断片で中央河川から出土している、いずれも、詳細な報告がなされていないが、1号石釧は、外径7.5cm、高さ約2.5cmで、全体の約1/4程度の破片である。外面の装飾は沈線で上下を画する2段構成で、石材は良質の緑色凝灰岩である。この1号石釧で注目すべきは、破断部からやや離れた場所に直径約0.5cmの穿孔が見られる点である。詳細な使用痕跡の観察が必要だが、帯状銅釧片垂飾の事例などからすれば、これも垂飾として利用された可能性が考えられるところである。2号石釧は、1号石釧に比して背が高くなるタイプで、全体の約1/8程度の破片である。2段構成で、石材は緑色凝灰岩である。3号石釧は、緑色凝灰岩で、詳細不明である。

以上、下長遺跡出土例からは、

- ① 石釧片には垂飾として使用された可能性が存在すること。
- ② 有力な集落には複数の石釧片が集積されること。
- ③ それらは、首長の存在と関連する可能性があること。

が確認できる。すなわち、石釧片は首長層の威儀具、あるいは祭祀具として、首長の元に集積された可能性が伺える。

(5)守山市服部遺跡(図1, 4)

服部遺跡は、守山市服部町に所在する(県・協会・守山市教育委員会1984)。野洲川改修に伴う大規模な発掘調査が実施され、弥生時代から中世にかけての複合遺跡として

著名であり、特に中期の方形周溝墓群や水田遺構は学史的にも重要な位置を占めている。また、標高88m付近に立地し、琵琶湖に近接する大規模遺跡としても重要である。古墳時代に関しては、前期段階では大規模に展開する竪穴住居群とやや離れた場所に営まれる導水施設、中期から後期にかけての古式小古墳群が知られている。

腕輪形石製品は、石釧2点が出土している。内1点は、古式小古墳(服部19号墳)の周溝から出土したもので、本来は古墳出土品として扱うべきものである。19号墳は墳丘部13m弱の方墳で、幅1.9～3.4mの周濠が巡る。主体部は残っていないが、周濠からは円筒埴輪のほか舟形・家形などの形象埴輪、盾形木製樹物、木製農具類などの木製品が大量に出土している。石製品としては他に碧玉製管玉1がある。埴輪はIV式に該当することから、古墳の築造年代は5世紀後半となる。古墳の築造年代と石釧の製作年代が異なることから、混入品として扱われることもあるが、他の古墳を含めて、積極的に周濠への混入と考えるべき遺物が見られない。従って、本来的にも19号墳に伴っていた可能性を考えるべきと判断する。この場合、周溝内へ木製農具などとともに投棄・供献された可能性、副葬品として主体部に納められていた可能性、さらに木製樹物などに伴っていた可能性も考慮に入れる必要がある。

出土石釧は約1/6程度の断片で、外径7.8cm、内径5.7cm、高さ2.05cmである。2段構成で、上段は細かい斜線文、下段は幅に広い凹帯面2条で構成される。石材は緑色凝灰岩である。

もう一点の石釧については、未報告で出土状況等の詳細は明らかではないが、写真のみが公開されている。また、車輪石と報告されることもあるが、ここでは石釧と理解する。写真によれば、上部の傾斜が緩やかで、幅の広い斜線文が施されるタイプで、安山岩系の石材とも言われる。

以上、服部遺跡出土例からは、

- ① 製造から100年以上経過した古墳に使用される可能性があること。
- ② この場合、副葬、供献、祭祀の使用が想定できるが、現状ではいずれとも決しがたいこと。
- ③ 遺跡内での使用開始にあたっては、古墳時代前期に営まれた導水施設での祭祀行為も考える必要があること。

の3点が確認できる。

なお、導水施設は、方形に巡る杭列と石敷遺構を溝で接続し、石敷遺構の中央に1本造りの長い樋管の取り付け木槽を置き、上流側では流入する水量が調整されるようになっていた。石敷遺構から12m上部に方形杭列施設が存在し、ここで濾過された水が樋管をとおり、木槽部で汲み上げる祭祀行為が行われていたと復元されている。詳細は明らかではないが、この範囲では土器類や特に祭祀を特徴付ける

遺物は出土していないようである。

いずれにしろ、古墳時代前期段階では大規模な集落が営まれており、そこに住まう首長層が導水施設を用いた祭祀を執り行った。その過程において腕輪形石製品が持ち込まれた可能性は十分に考え得るところであり、また、それらが一定期間保有され、約100年後の古墳築造を契機に埋納等が行われた可能性も考えられる。

(6)ここでのまとめ

以上、滋賀県内の集落出土の腕輪形石製品の幾つかの事例について見てきた。その結果、これまでの腕輪形石製品とは異なる幾つの特徴を確認することができた。

第1の特徴は、破片として流通・保持されている可能性である。古墳出土品は原則として完形品であるが、上で見た事例を含めて県内8遺跡17点の集落出土品は全て破片である。失敗品を他の原材料として再利用した辻遺跡例、その可能性のある谷遺跡例などは断片として出土することは当然であるが、住居跡から出土した野洲川左岸遺跡例や垂飾として利用された可能性がある下長遺跡出土例は、明らかに断片して意味を持ち、かつ、保有された状況を示すものと認識できるだろう。

さらに、確定的ではないが、破断面を観察すれば、上御殿遺跡例は破断後に研磨されている可能性も考えられる状況で、そうでない場合も、直線的に丁寧に切り落とされているような破断状況を示し、むしろ、事故として破断したような状況は見られない。すなわち、腕輪形石製品の断片は、破片として成立しており、あるいは、敢えて断片として意図的に破断された可能性も考える必要がある。少なくとも流通などの途中で破断したものを「仕方なし」的に保持したのではなく、むしろ積極的に断片としての意味を持って、保有されていたと考えるべき状況と考える。

なお、断片として出土する状況は全国的にみても、これが一定以上の割合で存在し、全国的に断片としての意味が読み取れそうである。

第2の特徴は、一定期間保持されていた可能性である。腕輪形石製品の生産終了を概ね4世紀後半頃と考えれば、野洲川左岸遺跡や下長遺跡では、さほど長期間保有されることなく、投棄・埋没に至ったと考えられる。一方、服部19号墳では、約100年後の古墳築造に伴い埋納あるいは供献されたと考えられた。また、弘前遺跡、上御殿遺跡例では、河川出土で年代の決定は難しいが、出土層序、共伴遺物から見る限り、5世紀後半から6世紀段階、100～150年以上経た後に河川に投棄・供献された可能性も浮かび上がるのである。垂飾として利用された可能性がある下長遺跡例からすれば、集落において何らかの目的をもって一定期間保有・保持された可能性を支持するものであり、その意味が有効である限り、石釧路断片は保持され続けた

とすることができるのではないかと。全国的な出土状況を検討したものではないが、須恵器などと供伴している事例も散見でき、この傾向も滋賀県のみではなさそうだ。

第3の特徴は、滋賀県内においては、6世紀代の弘前遺跡、上御殿遺跡例が「水辺の祭祀」に伴って河川に投棄された可能性があるが、逆に古墳時代前期に遡る事例においては、積極的に祭祀行為と結びつけるべき状況が見いだせない点である。下長遺跡においても河川からの出土になるが、積極的に水辺祭祀が行われた状況は指摘できず、供伴遺物を見れば、儀仗や飾り太刀などの首長層の威儀具が見られる。垂飾事例の存在を重視するならば、腕輪形石製品の断片もそれらの威儀具と一括して首長層が身に付け、あるいは儀式に備えて保管されていたと考えるべきではないだろうか。また、同じく下長遺跡の河川跡からは小型仿製鏡が2点出土している。いずれも直径5cm以下の小型製品で、首長層の威儀具というよりも、「ヒモロギ」などに垂下され、祭祀に使用された可能性が考え得る。これとの供伴性を考えるならば、腕輪形石製品についても垂飾製品など「ヒモロギ」的に使用されていた可能性も浮かび上がるのだ。

いずれにしろ、集落における腕輪形石製品は、首長層の威儀具として、あるいは、首長層の主催する行為の道具(祭祀具)の一部として、古墳出土品とは異なる意味が付され、利用されていた可能性を物語る。

さて、この3つの特徴は個別に存在するものではない。すなわち、腕輪形石製品は、いずれかの段階で破断され、それが、首長層の威儀具、あるいは祭儀道具の一部として、あるいは、他の何らかの宝器として、一定期間集落内で保持されたものであることを示す。言い換えれば、葬具としての腕輪という本来の意味を離れ、首長層が保有すべき威儀具・祭具・宝器などとして意識され、さらに、断片としても有効であったようだ。そういった「霊力を持つ宝器」であるが故に、破片として「分有」されることに意義が存在していたとも言い得るだろう。当然、完形品がその対象であったことを否定するものではなく、また、その保有・保持すべき期間も集落や集団に応じて決定されるものである。弘前遺跡や上御殿遺跡の事例は、むしろ長期保有の事例として認識される可能性があり、その長期性に滋賀県下の特殊性を見いだすことも否定しない。

最後に、滋賀県下では明確にはできなかったが、腕輪形石製品が祭祀行為の中で使用された事例について確認し、中沢遺跡の出土例を検討する手がかりとしておきたい。

祭祀使用の代表的事例として福岡県沖ノ島第17号遺跡がある(宗像神社復興既成会1961、図版1, 5)。これは、朝鮮半島との交通安全の成就を目的に国家的に実施された祭祀遺跡群の一つであり、その初現期の遺構である。磐上に奉獻品として祭祀遺物が置かれており、その内訳は鏡面21、

鉄剣7、鉄刀5、刀子3、勾玉3、管玉21、棗玉4、小玉373、車輪石2、石釧1、鉄釧4である。古くから指摘されているようにこれらは、古墳の副葬品目と同じであり、かつ、鏡式を度外視すれば鏡21面は、古墳としても屈指の内容と言え得る。こうした内容から葬祭未分化の状態、葬送儀礼に使用されるべき「副葬品」が「神祭り」にも使用されたと理解されることが一般的である。

しかし、古墳副葬品とは、①亡き首長を象徴する品目、②亡き首長を僻邪するとともに、亡き首長としての役割を表現する品目に大別でき、これは大型古墳から中小古墳までに貫かれ、厳密な祭祀行為を伴う原則として認識されるべきものである。こうした視点から見れば、岩上に一括して奉獻する沖ノ島17号遺跡例を古墳副葬品と同一視することはできず、単純に葬祭未分化と理解することはできないだろう。葬送である古墳祭祀とは異なる意味が込められていたと理解されねばならないのだ。

敢えて言うならば、亡き首長の所持品となるべき「霊力の強い宝器・威信材・威儀具」をカミに奉獻した、あるいは、亡き首長が持つべき品目をカミに与えることでカミの霊力の強化を願うなどの意味が考えられるであろう。同時に、古墳副葬品を共同体の維持に不可欠な品目であると考えれば、これらを捧げることで、カミへの服属を示し、その加護を期待したものとも言える。いずれにしろ、ここではカミという明確な存在を対象とし、交通安全という明確な目的性を持って、岩上と言う相応しい場所において、鏡などの霊力・呪力の強い遺物とともに奉獻するという行為が実施されたのである。

今一つ事例を検討する。兵庫県明石市藤江別所遺跡(明石市教育委員会1996)は、明石海峡に近接する遺跡で、検出面での直径5.4m、深さ3.8mの井戸が検出されている。弥生時代後期から中世頃まで連綿と続き、断続的に井泉への祭祀が行われたとされるが、中心となるのは弥生時代後期から古墳時代前期の期間である。

この段階では大量の土器類が井戸に投棄された状態で出土しており、それらに混じって、完形の車輪石1、小型仿製鏡9、滑石製勾玉1、蛇紋岩製錘玉1、銅鏃1が出土している。銅鏃はまとまって出土するものではなく、点散的な出土状況であることから、一括して「ヒモロギ」などで使用されたものではなく、土器の示す年代幅で幾たびか奉獻行為が行われたと見るのが可能だろう。その過程で車輪石が奉獻される段階があったのだ。また、車輪石は他に類例の無い緑色片岩製であり、通有の生産・流通のルートに伴うものではなく、独自のルートで遺跡にもたらされた可能性が高い。この奉獻行為のために特別に用意されたものと理解でき、これは車輪石の強い霊力・呪力に期待されたからに他ならない。いずれにしろ、井泉＝湧水池と言う明確な対象物に、鏡や玉類とともに腕輪形石製品が奉獻さ

れた状況を読み取ることができだろう。

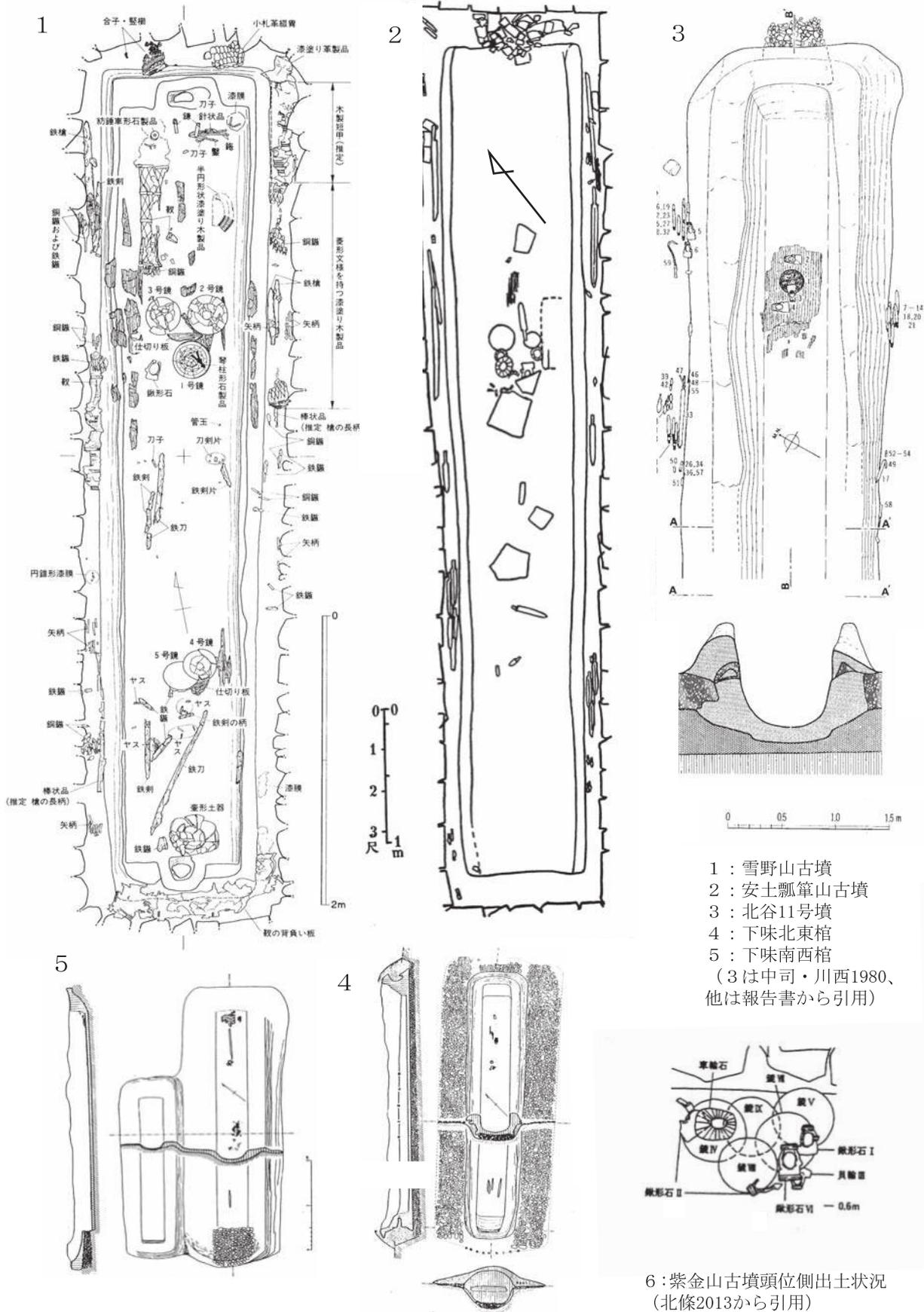
この2例のみで一般化することも危険ではあるが、古墳時代における祭祀行為での腕輪形石製品の使用については、明確な対象物に対し、他の「宝器」とともに奉獻されることに特徴を見いだすことができそう。また、藤江別所遺跡では、わざわざこの目的のために車輪石を入手していることから類推できるように、単なる宝器として腕輪形石製品が扱われるのではなく、目的化した中で腕輪形石製品が求められており、腕輪形石製品の固有の意味、言い換えれば、その霊力・呪力に期待されているのである。従って、沖ノ島遺跡例は言うまでもなく、藤江別所遺跡においても最も霊力の高い「完形品」が奉獻された可能性が高く、カミに奉獻するモノとして完形品が指向されていると考えることが必要になる。

このように見れば、中沢遺跡出土例は、確かに河川跡からは形代や小型仿製鏡、滑石製玉類の入れられた土師器壺などが出土し、水辺の祭祀行為が行われていたことは確かと考えるが、その祭祀行為の中で、鋏形石断片がカミへの奉獻品として供せられた可能性は少ないのではないだろうか。完形品で無いこと、奉獻の対象が不明瞭なこと、が理由である。そして、今一つの集落からの鋏形石断片の出土事例である天理市の平等坊・岩室遺跡についても、土坑と言うやや対象が絞れそうな出土状況ではあるが、完形品で無いことは同様である。むしろ、この二つの在り方から想像すれば、何らかの理由により「その強い霊力・呪力」を否定するために破断が行われ、河川や土坑に投棄するような行為も十分に予想されねばならないと考える。中沢遺跡出土品は斜め方向に断裁されており、丁寧に破断され、あるいはその後に研磨も行われることもある、多くの石釧とは明らかに異なる点も重要だ。さらに、古墳出土においても奈良県橿山古墳では明らかに古墳祭祀の中で腕輪形石製品が破砕されたと考えられる状況である(奈良県教育委員会1961)ことも参考になる。

強い霊力・呪力を持つ貴重な遺物であるが故に、滋賀県内の集落遺跡出土事例のように破断させ、分有することに意義が見出された側面と、その霊力・呪力を否定するために破断する側面は表裏一体であり、前者によって共同体の鞏固強化を確認し、後者によって共同体の危機を否定するのである。いずれにしろ、強い霊力・呪力を持つ貴重品であるがゆえに、集落内での保有が進められ、あるいはカミへの奉獻品として利用されるようになり得たのである。

2. 古墳出土の腕輪形石製品の検討

滋賀県内における古墳からの腕輪形石製品の出土事例を、その副葬状態、そこから復元し得る埋葬儀礼、埋葬思想に言及しつつ検討を加える。



1：雪野山古墳
 2：安土瓢箪山古墳
 3：北谷11号墳
 4：下味北東棺
 5：下味南西棺
 （3は中司・川西1980、
 他は報告書から引用）

図2 古墳における腕輪形石製品の出土状況

(1)雪野山古墳(図2, 1)

雪野山古墳(八日市市教育委員会1996)は東近江市、竜王町、近江八幡市にまたがって所在する。標高308mの雪野山の山頂であり、湖東南部地域のシンボルとでも言うべき場所である。墳長70mの前方後円墳で、一部に葺石を整備するが、埴輪は持たない。平成元年の発掘調査では、未盗掘の竪穴式石槨が確認され、豊富な副葬品が原位置を保った状態で出土し、注目を集めた。副葬品の組合せ等から2期でも初頭頃の築造と見て大過ない。

雪野山古墳の意義については深く触れないが、大和盆地から直接琵琶湖地域に至る、あるいは湖西南部を經由して湖東地域に向かう場合にあっては基点となる場所であり、また、そこから湖北地域を經由して北陸へ通じる、あるいは鈴鹿山地を経て北伊勢・東海地域に向かう場合の基点になり得る場所である。すなわち、大和盆地から東海・北陸へ通じる場合の要衝と言い得る場所であり、大和盆地の初瀬口を押さえる桜井茶臼山古墳との年代観や副葬品類の類似性などを考慮すれば、ヤマト政権の対東国政策として、この地に強力な首長が配置されたと考える。

さて、腕輪形石製品では鍬形石が1点出土している。形式的に最古グループに位置づけられるもので、また、2期初頭という年代観からすれば、古墳に副葬された腕輪形石製品としての初現例でもある。副葬位置は被葬者頭位付近である。仿製内行花文鏡を頭位に置き、その右側に鍬形石を配置し、さらに、鏡面の直下からは碧玉製のY字形琴柱形石製品が出土している。これらの配置の後に、鍬形石付近を中心に朱が濃く散布される。なお、この朱が入れていたとも考えられる壺は足位側副室に副葬される。その他、棺内(主室)遺物とされるものとしては、ダ龍鏡と三角縁盤龍鏡が鏡面を内側にした状態で頭位側の仕切り板に立てかけられた状態で出土した。また、内行花文鏡の付近からガラス小玉2、胸位左付近で管玉1が出土し、体側右側には鉄剣1、鉄刀1、小鉄片が、同じく体側左側には鉄剣1が配置される。さらに足位側の仕切り板には、鏡面を内側に向け、三角縁神獸鏡2面が立てかけられた状態であった。体側部に置かれた鉄刀・鉄剣は弥生時代以来の伝統製を引く継ぐ方法で、佩用品を副葬した可能性が高いと考えるが、仕切り板に立てかけられた三角縁神獸鏡は、奈良県黒塚古墳のように石槨壁面に鏡面を内側に立てかける方法を簡略化したものであり、古墳創出とともに考案された亡き首長の遺骸を僻邪する強い思いが込められた祭儀が復元される。

さらに、頭位側副室内からは、鉄製農工具類一括、碧玉製紡錘車形石製品2、櫛歯文付き黒漆製品、銅鏃を納めたユギおよび漆製品、刀子1が出土した。足位副室内からは、鉄刀1を斜行して配置し、その左には鉄鏃、ヤスが散乱した状態で、さらに右には前述の朱を納めた壺と鉄鏃が納め

られていた。さらに棺外石室内には、小札革綴冑、木製短甲、ユギ、鉄鏃、銅鏃、鉄剣、鉄槍、木製合子、堅櫛、その他漆製品、木製品が出土している。詳細は省略するが、亡き首長とヤマト政権、あるいは共同体との関係性を示すとともに、特に、武器類によって僻邪を願ったものと解釈できる。

このように、棺主室内、棺副室内、棺外(棺上)と明確に副葬品目と副葬状態を区分けしており、ここでは、それぞれに副葬意味が異なり、厳密な使用区別、祭祀行為差をもって、葬送儀礼が遂行されたことを確認しておきたい。

ところで、最近の研究によれば、鍬形石の祖型であるゴホウラ貝製腕輪は、死者に装着させることに特徴があると言う(北條芳隆氏の12月7日における発表要旨)。すなわち、ゴホウラ貝製腕輪は死去した男性首長のシンボルであり、貝輪を装着することで「亡き首長」としての新たなステージに移行することをイメージさせる装置とされる。鍬形石がこの機能を引き継ぐものと考えられるならば、最も初期の副葬事例である雪野山古墳において、何故、装着状態でなかったのか、装着が無理であったとしても、少なくとも遺骸の右腕付近に配置されなかったのかと言う疑問が生じる。朱の在り方から見て、鍬形石は埋葬当時からほぼ移動していないと判断でき、その位置は頭位の右横、鏡面の右下なのである。

ここで重要となるのが、鏡面および琴柱形石製品の存在である。古墳の副葬品において、選ばれし1枚の鏡面が存在することは古くから注意されている。33面もの三角縁神獸鏡を出土した奈良県黒塚古墳では、1面の画文帯神獸鏡が遺骸の胸位に配置されていた。また、後にも述べる紫金山古墳では、12面の出土鏡面の中で唯一の後漢鏡である方格規矩四神鏡が頭位に配置された。この種の鏡面は、生前その首長が使用し、その宗教性、霊力の根源を表出する、あるいは首長の行う祭祀行為を表象する最も重要なアイテムであったと考えられる。少なくとも僻邪を目的として棺外に大量に配置される三角縁神獸鏡とは根本的に異なる意味を有していた。そして、そうした鏡面を頭位や胸位という象徴的な位置に配置する背景には、死後も首長の霊力が維持されることを願ったからと考えられ、言わば、首長そのものの霊力を象徴する存在として鏡面が位置づけられ、配置されたと言えるのではないだろうか。そして、雪野山古墳では、その右下方向に鍬形石を配置する。この配置は亡き首長の遺骸に対する装着状態ではないが、鏡という霊力の象徴に対してみれば、まさに右手の位置に該当し、その霊力へ鍬形石を装着したと理解できそうだ。このように考えれば琴柱形石製品もその位置からすれば、首長の霊力そのものに持たせたものとも考えられ、首長の持つべき儀杖を表現した、言い換えれば、権力の行使そのものを表現する装置であった可能性を考える。

いずれにしろ、鏡面と鍬形石、琴柱形石製品を頭位に配置する行為によって、おそらくは埋葬時に損傷が進行していたと考えられる亡き首長の遺骸に変わって、まさに亡き首長の霊力、支配力を象徴する、言い換えれば、亡き首長そのものとして扱われたと考えることができるのではないだろうか。古墳祭祀の本質として、「遺骸主義」が指摘される(広瀬2008)。すなわち、棺槨などによって幾重にも遺骸を保護し、鏡面や武器で僻邪し、さらに、首長としての器物を付与することで、亡き首長としての、すなわち、カミとしての新たな地平での活躍を祈願する行為が古墳祭祀の本質と考えるものである。しかし、如何に遺骸を保護しようともその損傷は避けがたく、さらに、首長の死から埋葬までどの程度の時間が経過したかにもよるが、埋葬時には既に損傷が進行していたことも十分に考え得るところである。そうした現実の中で、遺骸主義、亡き首長をカミとしての地平に位置付けるためには、損傷する遺骸を代弁する装置、亡き首長の霊力、宗教性を表出する装置が用意される必要があったのだ。その装置として棺内中央、遺骸頭位付近に配置されたのが、選ばれし鏡面であり、それを支える琴柱形石製品、そして、「亡き首長」を表象する腕輪形石製品であった。

このように、雪野山古墳は腕輪形石製品が古墳副葬品に加えられた根源的な意味を伝えていると言い得るだろう。

(2)安土瓢箪山古墳後円部中央主体(図2, 2)

安土瓢箪山古墳(滋賀県教育委員会1938)は、湖東地域において雪野山古墳に続く3期に築造される。墳長136mの滋賀県最大の前方後円墳である。雪野山古墳が内陸部の山頂に位置することで、広く湖東地域南部にその存在を知らしめていたのに対し、安土瓢箪山古墳は内湖・内湾から続く湿地帯に向かって伸びる尾根先端に立地する。琵琶湖の水運を意識した立地であり、その規模の差以上に、大きな性格の変化が存在する。中世に琵琶湖湖上交通の拠点の一つとして栄える常楽寺湊に近接する位置であり、立地する尾根を登り切れれば特徴的な立地の高地性集落である鳥打峠遺跡が存在する。

安土瓢箪山古墳では、後円部3基、前方部2基の主体部が調査され、それらから豊富な副葬品が出土している。また、墳丘には葺石は備えるようだが、埴輪については一部で壺形埴輪らしき破片が採集されている程度に留まる。

腕輪形石製品は後円部中央主体から、鍬形石1、車輪石1、石釧2が出土し、いずれも緑色凝灰岩製で完形品である。出土状況を確認する。

中央主体部では、被葬者の頭蓋骨片が出土しており、これによって頭位が確認できる。すなわち、それより若干北側で、鍬形石と石釧が中央から左側、車輪石と石釧が右側に置かれた状態で出土している。その北側には鏡面2面が

鏡面を上にした状態で出土し、仕切り板に立てかけられていた可能性が考え得る。この場合、キ鳳鏡と石釧、車輪石が順次上にかぶるよう重複しており、これら腕輪形石製品が鏡面とともに立てかけられていたと理解するほうが自然と思われ、単純に頭位に配置されたものと見ることはできない。中央に置かれた石釧と鍬形石に関しては、現状から見ると、左頭側付近に置かれていたと考えて問題ない。なお、二神二獣鏡に重複して鉄短剣が出土している。剣先を北に向ける方法など頭位側副室に埋置された可能性が考えられるが、鏡面との重複を考えれば、棺上埋納の可能性が高い。

その他棺主室からは、首飾りとして装着されていたであろう玉類、腰付近に配置され、武器と考えるべき短冊形鉄斧が出土する。頭位側副室からは先述の鉄短剣1、足位側副室からは短剣1、鉄鎌2が出土し、棺外石室内からは短甲、鉄刀、鉄剣、鉄斧、鉄鎌、鉄鍬、銅鎌、鉄鍬、筒型銅器などが規則的に配置された状態で出土した。

古い調査で出土状況を厳密に復元することは難しいが、全体的な埋納方式は畿内の前期古墳の方式を踏襲しており、腕輪形石製品を頭位に近接して配置する点は、雪野山古墳の方式を受け継ぐものと言い得る。しかし、遺骸の僻邪を目的として配置される鏡面と車輪石と石釧が関係して埋納されていたとすれば、腕輪形石製品が死せる首長層のシンボルとして、霊力を表出する装置としての機能よりも、その強い霊力が強調され僻邪の道具に加えられている状況も見いだせるのではないだろうか。この方式は、後述する大阪府紫金山古墳にも共通し、僻邪の一つの方式と理解できそうでもある。また、鍬形石が頭位の左に配置される点は、遺骸が俯けでもない限り、右手装着の原則から逸脱したものと見ることができるだろう。すなわち、安土瓢箪山古墳後円部中央主体においては、死せる首長のシンボルとしての腕輪形石製品を踏襲しつつも、僻邪と言う用途が加わるとともに、シンボルとしての右手装着が欠落していると言いうことができるだろう。

なお、安土瓢箪山古墳においては前方部の箱形石棺からも石釧3が出土しており、全体としての腕輪形石製品の保有率が高い点は特筆される。

(3)草津市北谷11号墳(図2, 3)

北谷11号墳(滋賀県教育委員会1961)は草津市山寺町に所在する。低丘陵の頂部に位置する古墳で、丘陵斜面には後期群集墳が展開する。複数の鍬形石が出土した古墳として注目され、特に類例の少ない滑石製品と未成品を含む点において、注目されることが多い。墳丘については、軟質な土壌の丘陵に立地し、かつ、中世以降の山林開発による丘陵の改変が激しいことから、墳形の決定には難しい部分がある。前方後円墳として報告され(中司・川西1980)、それ

を引用されることも多いが、その後の検討にもあるように（用田1990）、現状では当初の調査報告者の見解どおり径35m程度の円墳とすることが妥当と考える。標高は140mで、安養寺古墳の営まれる安養寺丘陵とは金勝川を挟んで約1kmの距離である。また、墳丘には埴輪・葺石が備えられ、ビジュアルの備わった古墳として、滋賀県下で初期の事例になる。埴輪からⅢ期後半からⅣ期前半頃の築造と判断できる。

主体部は半壊状態であるが、墳丘中央部に粘土槨1基が営まれる。その形態や副葬品から頭位側が残存し、足位側が欠落したものである。腕輪形石製品は合計5個出土しているが、棺内3個、棺外3個に分けられる。

棺内においては、頭位付近に仿製方格矩鏡を鏡背を上に向けた状態で埋置し、この鏡面上に1、上(前)方に1、下(後)方1の合計3個体の鍬形石を配置する。鏡面の前後に配置されたものは鍬形石の上部を右側に向けるが、鏡面上に乗るものは鍬形石の上部が足位方向を向く。鏡面上に乗せる1個と前後に配置される2個が、明らかに区別されていたと考えられるとともに、あるいは、3個共にヒモロギ状に樹枝等に付けられ、これが頭位に埋置された可能性も考えられるであろう。いずれにしろ、亡き首長の象徴とも言い得る選ばれし鏡面を頭位に配置し、その近辺に鍬形石を配置する方式は、雪野山古墳で見られた方式の延長として理解できるものである。ただし、鏡面とそれに乗る鍬形石のみで亡き首長を象徴したと考えるならば、その前後に配置した鍬形石は、その亡き首長のシンボルを僻邪する意味が込められていたと考えることもできそうだ。なお、棺内からはその他の副葬品は全く出土せず、畿内中央部的な古墳の在り方を示す。

棺外においては、残存部では4つのグループに分かれて副葬品が配置される。すなわち右側2ヶ所、左側2ヶ所の配置で、基本的にはいずれも鉄刀、鉄剣、鉄鏃などの武器類で構成され、これに鉄鎌や鉄鑿、鉄手斧が加わる。この内、右側頭位側のグループに2個の鍬形石が含まれる。鍬形石の上部を頭位側に向けて、墓坑壁に立てかけるように配置されていた。なお、このグループには鉄製手斧が含まれる。

さて、棺外に幾つかのグループに分かれて武器類等を配置する方式は、畿内の有力古墳を中心に創出された方式で、北谷11号墳はその典型的な姿を留めている。その中で、平根式鉄鏃が束として埋葬されず分散して存在する点は、参列者が個別に矢の供献儀礼を行った可能性を示すという（鈴木1996）。また、この場所での武器副葬が多く見られることから、亡き首長と共同体、あるいはヤマト政権との関係性が、武器に象徴される軍事的な関係であり、そうした関係性を再確認すべき必要のある人々が、この武器類供献行為に参加したことを示すという。今、これを拡大的に援

用すれば、武器供献に象徴されるような武人層、あるいは軍事的な関係性を有する人格とともに、北谷11号墳の葬儀には、鉄手斧に象徴される工人層や鉄鎌に象徴される農民層、さらに腕輪形石製品に象徴される人格が参加していたことを示すものである。そして、腕輪形石製品に象徴され得る最も可能性が高い人格としては、その生産・流通にかかわる人物が考えられる。

さらに、何故にこうした供献行為が行われたかを考えれば、武器副葬を中心にヤマト政権がこの儀礼を創出した経緯が示す「ヤマト政権と首長の軍事的な繋がり（＝軍事編成）」、個別的な供献儀礼が示す「共同体と首長の関係性」、支配共同体としての「首長連合における関係性」など、生前の首長が形成していた複層する関係性を、再確認する行為を通じて、葬儀を主催する次期首長にこの関係を引き継ぐこととともに、亡き首長（＝カミ）の庇護の下で、この関係性の安定(共同体の安定)を祈念すること、さらに、そうした重層的な共同体の安寧を保証すべき亡き首長（＝カミ）を武器類等によって僻邪することなど、重層化した意義、願いが込められていた。

すなわち、北谷11号墳においては、腕輪形石製品に象徴されるべき人格が葬儀に参列し、鍬形石を2個供献した。これには、腕輪形石製品を生産する、あるいは使用する集団と亡き首長との間に形成された関係性が、将来的にも安定的に継続することを祈願したことが表現されているに他ならない。同時に、鍬形石の持つ強い霊力・呪力が僻邪としても相応しいと認識されていたことを示している。さらに、その中に滑石製品が含まれていることからすれば、通常の鍬形石供献者と、滑石製品の供献者という複数の異なる関係性にある人格が、供献行為に参加したと考える方もできるだろう。

以上、北谷11号墳では、5個という中小古墳としては決して少なくはない数の鍬形石が出土した。これは2群に分かれて存在し、それぞれ意味が異なるものであった。棺内頭位に配置された3個は、亡き首長のシンボルとして頭位に配置されるべき腕輪形石製品の本来の意義を踏襲するもので、そこに、亡き首長を僻邪するという指向性が加わる可能性も見いだせた。一方、棺外に配置された2個は亡き首長と葬儀参列者の関係性を表出する供献品であり、おそらく、腕輪形石製品の生産・流通関係者の葬儀参加を示す。その意味では、シンボルとしての鍬形石であり、それ自体に特段の意味は無かったとも考えられる。しかし、棺外副葬行為に強い僻邪指向が認められると言う前提に立てば、その強い呪力が意識されていたことも否定できないところである。

(4) 栗東市下味古墳出土例(図2, 4・5)

下味古墳(県1961)は北谷11号墳から金勝川を隔てて立地

する安養寺丘陵に営まれた古墳の一つである。この安養寺古墳群は、前方後方墳2基を含み、後期や終末期の古墳を除いても10基以上の古墳が知られており、前期前半から中期半ばまで、中小首長墓の系列を示す古墳群として貴重である。また、最終段階における新開1号墳に代表されるように、優れた内容の副葬品を有することでも知られている。さらに、この丘陵の前面の平野部には、安養寺大塚越古墳、地山古墳、椿山古墳の中期の首長墓系列も存在し、金勝川を挟む北谷11号墳や下戸山古墳を含め、複雑な集団関係を見せている。

さて、下味古墳はそうした安養寺丘陵の樹枝状に伸びる尾根の頂部付近に営まれており、この尾根の先端部には墳長50mの前方後方墳である南平古墳が営まれ、北側の尾根には新開古墳群が立地する。下味古墳は、直径35mの円墳で、葺石は平野側のみに扇形に施されていた可能性が考えられ、埴輪は少数が出土したのみで、本格的に墳丘に樹立されたものではなさそうだ。4期後半頃の築造と考える。

墳頂部には2基の主体部がほぼ平行して営まれる。いずれも粘土槨で、隣接して小粘土槨を伴う点においても共通する。

北東(第1)主体は、長さ6.8mである。遺物の出土状況を復元的に見てみよう。棺内中央付近に散乱する玉類を首飾としての装着状態であったとすれば、頭位付近に石釧2個が配置されたことになり、主室内出土遺物はこれのみである。頭位側副室では、鉄斧、鉄錐、刀子、ヤリガンナの工具類とともに、仿製内行花文鏡1がまとめて配置され、足位側副室には鉄剣4振が切っ先を外に向けて並べられていた。

南西(第2)主体は、長さ6.2mである。棺内主室では、耳飾、ネックレス、玉釧として装着されていたであろう玉類が出土するのみである。頭位側副室では、最も外部に豎櫛を配置し、その内側には鏡背を上にした櫛歯文鏡1にヤリガンナと刀子を乗せた状態で出土する。さらに、切っ先を外に向けた鉄刀を置き、その柄に絡むような位置から石釧2が出土する。また、足位側副室内においても剣1振が埋納される。

すなわち、下味古墳においては、同等・同格と見なし得る二人の首長が埋葬され、いずれも畿内中枢部の古墳・副葬品の在り方を踏襲している。その前提の下で、石釧を2個ずつ分有しているが、その扱いは全く異なっていた。すなわち、北東棺では遺骸の頭位付近に腕輪形石製品を配置する。鏡面が欠落しているが、これは雪野山古墳に見られた在り方を援用するものと考えられるだろう。一方、南西棺では、切っ先を外に向けた僻邪の剣とともに頭位側副室に埋置された。ここでは、もはや亡き首長のシンボルとしての意味は見られず、その強い霊力・呪力が僻邪に向かうことを期待されたとも理解すべきものであり、ある

いは、鉄剣の柄付近に置かれることで、亡き首長がこの剣の持ち主であることを表現し、これによって鉄刀の呪力を増し、僻邪としてのより強い効果を期待したものとも理解できるだろう。

さらに、二人の首長について考えれば、北東棺が共同体などの外部社会と首長との関係性を示すであろう農工具類を比較的多く副葬すること、僻邪の意味が込められた剣が4振ではあるがまとまった副葬を示すことに対し、南西棺では、共同体との関係性を示すヤリガンナがシンボリックに配置される以外は、豎櫛を含めてより儀礼・儀式化した内容と見なすことができる。同格・同等であることは間違いないと考えるが、二人の首長には性差を含めて機能分化している可能性が読み取れ、その性格の差異によって、腕輪形石製品の副葬方法にも差異が生じてきたとも言い得るだろう。

以上、下味古墳では合計4個という腕輪形石製品の集中が見られるが、二人の首長が2個ずつに分有していること、それぞれの首長の性格に応じて副葬方法が異なること、共同体などの外部社会との関係性をより強く表現する一人は亡き首長のシンボルとしての頭位配置を採用すること、今一人は僻邪の道具として鉄刀とともに埋置されること、の4点が確認できる。

(5)ここでのまとめ

以上、県内の古墳出土の腕輪形石製品について、その出土状況＝埋納方法を中心に検討を加えた。その結果、腕輪形石製品の初現的副葬事例である雪野山古墳においては、選ばれし鏡面とともに頭位付近に配置され、これはカミと化すべき亡き首長をシンボリックに表現するものとして、まさに、貝製腕輪の延長線上に位置する方式として認めることができた。また、この方式は、若干の変容を持ちながらも、安土瓢箪山古墳後円部中心主体、北谷11号墳棺内出土品、下味古墳北東棺出土例として継続しており、まさに、本来の腕輪形石製品の意味を表現する方式として定着・機能していることが判明する。

一方、安土瓢箪山古墳では、車輪石と石釧には僻邪を表現する鏡面とともに立てかけられていた可能性が見られ、下味古墳南西棺出土品では、頭位側副室に僻邪の鉄刀とともに配置されていた。腕輪形石製品のもつ霊力・呪力が重視され、亡き首長を僻邪するものとして期待された在り方と言い得るだろう。さらに、北谷11号墳棺外出土品は首長と共同体の関係性を示す「モノ」としての意味が一義的であり、それを前提とした上で、その霊力・呪力をもって僻邪を意図したものであった。すなわち、北部九州の貝輪を起源とする「亡き首長のシンボル」としての在り方は「雪野山方式」として継続するとともに、その霊力・呪力が強調され、「僻邪の道具」などとして扱われていたことが確

認できた。

こうした腕輪形石製品の在り方は、畿内の有力古墳においても確認できる。

大阪府紫金山古墳(京都大学2005・2007、図2、6)は、築造そのものは3期になるが、雪野山古墳と並ぶ初期の腕輪形石製品が本来の貝製腕輪とともに出土したことで、腕輪形石製品の意味を考える上で重要な古墳と位置付けられる。墳長110m、埴輪、葺石を備える前方後円墳で、後円部には竪穴式石槨が営まれる。長さ6.8mの割竹形木棺を納め、その内部からは方格規矩四神鏡1面と耳飾や玉釧などとして装着状態であった玉類のみが出土する。鏡面はまさに選ばれし後漢鏡であり、頭位付近に鏡背を上へ埋納された状況は雪野山古墳等と共通する。そして、棺外頭位方向側では、鏡面6と鍬形石3、車輪石1、貝輪2が重ねるように配置され、その上に鉄剣2振が乗せられていた。また、付近からは籠手出土している点も注目される。鏡は三角縁神獸鏡で、鏡面を上にした状態である。また、棺外足位側においても鏡面5と鍬形石3、貝輪1が重なる状態で出土し、あるいは、石槨小口部に鏡面の内側に立てかけられたように配置されていたと読み取ることも可能である。さらに、これに縦板劔革綴短甲が関係するようである。その他、棺を取り巻くように大量の鉄剣、鉄刀、鉄鎌、筒型銅器などの武器類や鉄鎌、鉄鋸、鉄斧など農工具類が配置され、さらに槨外からは鉄刀、鉄剣、又鍬、鉄鋸が出土する。

前期後半期の典型的な副装品配置事例として扱われるもので、非常に強い辟邪の思想と、新たに台頭する軍事的指導者の一員としての性格を重層的に示すものである。そして、その中で、腕輪形石製品はその祖型である貝輪とともに辟邪の道具として、その最も典型的な装置である三角縁神獸鏡などとともに、棺の長辺を守るかのように、籠手・短甲という最新の武具とともに配置されるのである。貝輪の存在からすれば、腕輪形石製品の生産・流通の関係者が葬儀に参列、供献した可能性は否定しないが、腕輪形石製品は言うまでもなく、貝輪そのものにも「亡き首長のシンボル」としての機能は期待されていないと言わざるを得ない。完全に、辟邪の道具として扱われているのである。

さらに、腕輪形石製品が辟邪の道具として利用、副葬された事例としては、奈良県島の山古墳前方部粘土槨を無視することはできない(奈良県立橿原考古学研究所1997)。飛鳥川や寺川などの大和川水系の合流点に位置する古墳で、墳長190m、4期に該当する。後円部には竪穴式石槨が存在するようで、前方部においても全長8.9mの大型の粘土槨が存在し、棺内からは鏡面3、竪櫛、碧玉製合子3、大型管玉5、その他玉類が出土し、棺外には滑石製琴柱形石製品や玉類が大量に散乱する。そして、粘土中に鍬形石21、車輪石80、石釧32、鉄小刀5が封じ込められていた。

腕輪形石製品や滑石製玉類などの生産・流通に関与した被葬者の可能性も考えられるが、その圧倒的な腕輪形石製品の在り方には、亡き首長を守る強い辟邪への願いが表現されていると言わざるを得ないのだ。

極端な事例ではあるが、紫金山古墳と島の山古墳という2つの事例においては、死者の腕に装着し、亡き首長のシンボルとしての貝輪の面影を見ることはできず、むしろ、辟邪の道具として、その強い霊力・呪力に期待する在り方が前面に押し出されているのだ。

そもそも、近畿地方においては、腕輪そのものがどのように扱われていたのであろうか。滋賀県下においても、栗東市下鈎遺跡で弥生時代後期の銅釧が出土し、同十里遺跡では帯状銅釧片垂飾が出土するなど、わずかではあるが、確実に「腕輪文化」は存在し、首長の威儀具あるいは祭祀具として使用されていたことは確かである。

京都府与謝野町大風呂南墳丘墓(岩滝町教育委員会2000)は大量の副装品を出土した、弥生時代終末期を代表する王墓の一つであるが、ここでは13個体出土した有鈎銅釧および1点の貝釧は、頭位の上方に並べて埋置されており、1点出土したガラス釧も、頭位から考えれば、胸上に置かれていた可能性が高いと考える。貝輪と一括して扱われた銅釧は、本来は死者に装着されるべきものであるが、そこに辟邪思想が存在したか否かはともかく、遺骸の頭位上部に布で包んで納めると言う、むしろ、遠距離交易の象徴・宝器として使用されているのである。九州型の腕輪を入手しつつも、その本来あるべき使用法については導入していないことが確認されるのである。さらに、極めて重視されたであろうガラス釧を胸上に置く行為は、首長の威儀具として存在、使用されていたことを示すとどまらず、あるいは佩玉として、中国での葬法に倣った可能性も考えられるという(小寺2010)。その特徴的な形態から腕輪として認識されていなかった可能性も考えられるが、「腕輪という存在」、あるいは「玉製品」に対して、強い思想性・思い入れが形成されつつある状況を見出すことができるだろう。

城陽市芝ヶ原墳丘墓においても銅釧が出土している(城陽市教育委員会1986)。庄内期に築造された前方後方形墳丘墓で、ここでは、棺の頭位側小口付近に、車輪石形銅釧2、四獣形鏡1、硬玉製勾玉8、碧玉製管玉187、ガラス小玉1276、鉄ヤリガンナ1、鉄錐8片が一括した状態で出土している。葬送(副葬)儀礼としては、まだ未成熟な状態であり、首長の威儀具および所持品などを一括して頭位付近に副葬したと言える。ここでは九州の貝製品であるならば死者に装着すべきものであるが、それを模した銅釧は首長の威儀具、所持品として扱われるにすぎないのだ。

このように、弥生時代終末期には近畿地方においても腕輪を埋葬に用いるという行為が行われていたことは確かであり、そこには九州から搬入された貝輪も含まれていた。

しかし、そこでは九州で用いられていたように死者に装着されることはなく、それをイメージさせるような使用方法も認められないのである。むしろ、首長の威儀具、所持品として、言わば宝器としての腕輪が存在するのみである。もちろん、威儀具として強い霊力・呪力が期待されていたであろうことは言うまでもないが、逆に、そうした性格も、中国から伝来し胸位に安置された佩玉としてのガラス釦などが先導していった可能性も考えられ、これが「玉器」として腕輪形石製品に結びつく可能性もありそうだ。さらに、こうした傾向は本場の九州地域でも見られ、特に有鉤銅釦は威信財としての性格を強く打ち出し、装身具、特に遺骸への装着は急激に衰退するという(木下2011)。

このように考えれば、以下のように結論付けることが可能になる。すなわち、雪野山古墳に見られた腕輪形石製品の在り方は、九州の貝釦文化の伝統を受け継ぎ、おそらくは、腕輪形石製品が「玉製品」として古墳副葬品目に加えられた目的を直接的に反映した方式であった。一方、これに先立つ段階から、九州地方から貝釦、あるいはこれを模した銅釦が近畿地方などにも伝わっており、それは遠距離交易を象徴する宝器として、あるいは、それを主催した首長層が保有する威儀具として扱われており、「死者に装着する」という思想性が受け入れられたものではなかった。さらに、中国大陸からガラス釦なども持ち込まれ、玉文化としての思想性も形成されていった。そうした状況下で、腕輪形石製品が古墳副葬品に加えられ、しかも、緑色に輝く「玉器」として生産された。石製品を貝製品の代用品とする考えもあるが(北條2013)、代用品としては先に銅製品、あるいは鉄製品が流通しており、敢えて、石製品とした理由は、中国からの「玉文化」の影響を考えるべきで、そこには、貝製品にはない、霊力・呪力が込められたと考えることもできるだろう。それゆえに、死者に装着する装置としての機能・性格と同等に、あるいはそれ以上の欲求として、「宝器」として求められ、特に、玉文化と結び付くことで霊力・呪力の象徴として珍重されることになったのではないだろうか。

それゆえに、多様な副葬方式が生み出され、多様な意味付けがなされるようになったのであり、その一方で、本来の意味、在り方が急速に薄れていくことになったとも言えるだろう。

3. おわりに

以上、腕輪形石製品について、滋賀県内の集落出土品と古墳出土品について若干の検討を加えてきた。最後に、これら集落出土品と古墳出土品が個別に存在するものではなく、両者が一体となって存在するものであることを確認しておきたい。

腕輪文化と言え、貝釦や腕輪形石製品が思い浮かぶが、

古墳時代における玉類の副葬に関して、腕輪・玉釦と考えるものは以外と多い。埴輪に表現されていることもある。言うまでもなく、玉の霊力・呪力を行為の根源である腕に付けることによって、行為そのものの正当性・神聖性を導くことを意図したもので、玉類はそれに対応し得る流通量が保証されていた。

そうした文化がどのように形成されたかを考える時、弥生時代に生み出された貝輪文化が起源であり、それが銅釦・鉄釦として全国に広まった事実は大きな意味を持つ。さらに、腕輪自体に宝器としての高い価値を与え、思想的背景を明確にした腕輪形石製品が大きなインパクトを与えたことも想像に難くない。弥生時代の銅釦・鉄釦以上に貴重品として生産され、当初は威信材として流通したであろう腕輪形石製品が、腕輪と言うもののイメージを形成し、その霊力・呪力をより広く知らしめたと考えられるのだ。

そして、その広がり保証するためには、何が必要であったのか。弥生時代の腕輪文化を継承するに必要とされるべき新たな価値であり、その定着を満足させるだけの物量としての腕輪の存在である。

繰り返しになるが、腕輪形石製品は九州の葬送儀礼として発達した貝釦文化を、古墳文化に吸収するために生み出された。そして、当初はまさに九州での在り方を発展的に継承した副葬方法が考案された。しかし、弥生時代に既に一定の広がりを持っていた威儀具・宝器としての腕輪文化は、そうした特殊な腕輪文化のみでは満足することができなかった。「玉器」として強い霊力・呪力の源として生産されていたこともあり、腕輪形石製品は、その創出直後から、宝器、威儀具、祭祀具としての意味が付与されざるを得なかったのである。

それ故に、古墳における多様な副葬状態＝思想性を生みだし、急速に分布を拡大させた。そして、集落から出土することもある弥生時代の腕輪文化を補完、継承する形態として、集落への腕輪形石製品の拡散も開始されるのではないだろうか。古墳時代の集落から出土する腕輪形石製品の在り方は、実は、弥生時代の腕輪の在り方と大きな差異がないとも考えられそうだ。

その意味から考えれば、3種の腕輪形石製品の中で、最も規制が弱かったと考えられることから、石釦が集落からも多く出土し、かつ、分布範囲を広げたものではなさそうだ。最も、腕輪をイメージしやすい製品であるがゆえに、石釦が最も広く希求され、その分布域と密度を広げたと考えることが適切なのではないだろうか。腕輪形石製品が、古墳副葬品としてヤマト政権の強い管理下で生産・流通したことは否定しない。しかし、それが古墳副葬品としての有効性を維持するためには、一般に求められていた腕輪文化を満足させ、その上に特殊品を置く必要がある。三角縁神獸鏡が威信材として成立する背景に、小型仿製鏡や破鏡

を含めて、鏡の急速な分布拡大が必要不可欠であった。同様に、腕輪形石製品が威信材として成立する前提的背景として、腕輪としてのイメージを残す石釧が広く流通し、腕輪文化としての下地を形成する必要があったのだ。

変容する古墳出土品の在り方、集落遺跡からも一定数の腕輪形石製品が出土する背景には、当時の腕輪文化としての広がり、それを前提とする葬具・威信材としての腕輪形石製品の在り方が関連していたのである。

小論は、2013年12月7日に草津市で開催された『草津の古代を掘る2013』における発表を下地としたものである。当日ともに発表・議論した、北條芳隆さん、近藤広さん、北中恭裕さん、谷口智樹さんに、改めてお礼申し上げますとともに、機会を与えて下さった草津市教育委員会に敬意を表したい。

文献(著者名・刊行機関名50音順、刊行年順)

明石市教育委員会(1996)『藤江別所遺跡』
岩滝町教育委員会(2000)『大風呂南遺跡』
川西宏幸・中司照世(1980)「滋賀県北谷11号墳の研究」『考古学雑誌』第77巻2号、日本考古学会
河村光好(2010)『倭の玉器』青木書店
北条芳隆(1994)「鍬形石の形式学的研究」『考古学雑誌』第79巻4号、日本考古学協会
北条芳隆(2013)「腕輪形石製品」『古墳時代の考古学』4、同成社
木下尚子(2011)「装身具から威信財へ」『弥生時代の考古学』4、同成社
京都大学大学院文学研究科考古学研究室(2005・2007)『紫金山古墳の研究』

小寺智津子(2010)「弥生時代のガラス釧とその副葬」『東京大学考古学研究室研究紀要』24
近藤広(2010)「近江における石製腕輪類の流通と問題」『古代学研究』187、古代学研究会
滋賀県教育委員会(1938)「安土瓢箪山古墳」『滋賀県史蹟調査会報告』7
滋賀県教育委員会(1961)『草津市山寺町北谷古墳群発掘調査概要』
滋賀県教育委員会(1961)「下味古墳」『滋賀県史蹟調査報告』12
滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会(2008)『弘前遺跡1』
滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会・守山市教育委員会(1984)『服部遺跡発掘調査報告書V』
宗像神社復興既成会(1961)『続 沖ノ島』
城陽市教育委員会(1986)『芝ヶ原古墳』
鈴木一有(1996)「前期古墳の武器祭祀」『雪野山古墳の研究』八日市市教育委員会
奈良県教育委員会(1961)『桜井茶臼山古墳 附櫛山古墳』
奈良県立橿原考古学研究所(1997)『島の山古墳』学生社
広瀬和雄(2008)「前方後円墳祭祀の理論」『国立歴史民俗博物館研究報告』145、国立歴史民俗博物館
守山市(2005)『守山市誌 考古編』
野洲町教育委員会(1991)『野洲町埋蔵文化財調査集報1』
八日市市教育委員会(1996)『雪野山古墳の研究』
用田政晴(1990)「三つの古墳の墳形と規模」『紀要』第3号、財団法人滋賀県文化財保護協会
* 古墳の年代観は、広瀬和男ほか(1992)『前方後円墳集成編年』山川出版社 による。

【編集後記】

本号は、縄文時代から近代までの、埋蔵文化財やその資料管理、建造物など、文化財にかかわる日頃の研究成果の集成、論考の再評価、等となっており、幅広い時期と事物を対象とした豊富な内容となりました。

本書が、文化財の保護と調査・研究の進展のため、広く活用されることを願います。
(編集担当)

平成26年（2014年）3月31日

紀 要 第 27 号

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会
520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1732-2
(TEL) 077-548-9780 / (FAX)077-543-1525
e-mail: mail@shiga-bunkazai.jp
<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：マルキ印刷株式会社